

## ○立川市学校給食運営審議会条例

昭和50年6月26日条例第30号

## 改正

平成12年7月24日条例第46号

平成28年2月23日条例第1号

## 立川市学校給食運営審議会条例

(設置)

**第1条** 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学校給食の運営に関する事項について審議するため、立川市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

**第3条** 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 削除
- (2) 市民 2人以内
- (3) 市立学校長のうちから委員会が任命する者 6人以内
- (4) 保護者のうちから委員会が任命する者 6人以内
- (5) 関係行政機関の職員のうちから委員会が任命する者 1人
- (6) 学識経験を有する者のうちから委員会が任命するもの 5人以内

2 前項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員の互選によって定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

(委任)

**第7条** この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 立川市学校給食共同調理場運営審議会条例（昭和43年立川市条例第31号）は、廃止する。

**附 則**（平成10年3月5日条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年7月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年2月23日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。